

令和7年度第3回高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議
代表者会議 議事要旨

令和8年2月18日(水) 10:00~12:00

開会

■事務局説明

資料案内、公開案内

議事(1) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議実務者会議等について

■事務局説明

女性相談支援センターの業務概要、令和7年度高知県女性相談支援センターケース概要、実務者会議(事例検討部会)の協議概要について

■構成員

- ・資料1、16ページのスライドの図に、法的支援・被害者相談というところに弁護士会とか弁護士が入っていない。法テラスや被害者支援センターからつないでいただくことがあり、弁護士会経由の相談や弁護士が関わることはあるので、できれば入れていただきたい。

■事務局

- ・入れさせていただく。

■構成員

- ・資料1で、DV被害者である高齢者や妻、子どもが暴力の加害者の元に帰ってしまうという支援のジレンマ的な状況で、そのリスクについて説明しながら本人の意思で帰られた場合、具体的にアフターケアやフォローアップをどうされているのか伺いたい。
- ・資料1の一番最後のページで支援調整会議を市町村で行うことが今後の自立支援に向けて非常に重要だとあるが、現在県内の市町村には女性相談支援員が設置されていないのではないか。女性相談支援員がいない中で、誰がキーパーソンになって支援調整会議を行うのか、どういう体制、関係者の中で市町村での自立支援を進めていくのかについて教えていただきたい。

■事務局

- ・加害者の元へ帰った方についての対応については非常に私どもも悩ましいところであり、加害者接触ができない中で、(自宅等へ) 帰った後のフォローはなかなか難しく、もどかしい思いをしているというのが現状。ただ、暴力があった方については、何かあったら必ず警察に電話するよう話をさせていただいた上で帰っていただくといった対応をしている。また、精神保健福祉士や福祉事務所等にもケアを依頼しながら対応をしている状況。
- ・一義的には、相談窓口のある課に担当を持っていただき、より深く関わっている福祉の担当課、障害の担当課等に声をかけながら実務的に進めていくというのが現状。一方で、問題は複雑化してきており、できればそういった窓口も一緒になって体制を作っていくのが今後の課題になってくると考えている。

■構成員

- ・実務的に進めていくには、生活保護や障害福祉の担当課など、実際にその方が受ける支援が一番近い市町村が担当されていると思うが、一方で女性ならではの問題は担当者に理解されていないこともあるのではと推測しており、できるだけ早めに市町村にも女性相談支援員を設置していただきたい。女性支援に特化した専門的な知識がある方がいることで、より自立支援での社会復帰が進むと思うので、そのことを関係市町村にお願いしたい。

■構成員

- ・個別のケースを聞き、それぞれの制度の狭間で、どうしても救えない人たちがいるということに難しさを感じた。そこは何らかの、その隙間に手を差し伸べる仕組みが必要と感じた。

■構成員

- ・民生委員によっては、警察や各家庭などの関係者と深く関わったうえで、こちらに相談に来られる方もいる。退所された方に手を差し伸べるのに民生委員に関わってもらうような方法もありえるのではないかと。

■事務局

- ・制度の狭間で支援が難しい場合もあるが、なるべく制度も活用して支援できるよう、我々も努力をする。

■構成員

- ・児童家庭支援センターは18歳までが対象となるが、対象外であっても若年層への支

援について、自分たちもできることがあれば一緒にさせてほしい。

■ 構成員

- ・ 犯罪被害者支援においても、国を挙げて体制を構築するように求められており、複合的な問題のケースが多く、単純な支援ではだめだということを感じた。
- ・ 根本的な問題を解決して家に帰りたいという方が多く、私どもも課題を感じているので、連携させていただきたい。

■ 構成員

- ・ 一番に守るべきは人命や身体であるため、加害者に対する警告を速やかに行い、加害行為の抑止につなげたい。
- ・ 各機関の方をお願いしたいのは、被害者に警察への相談をぜひ促していただき、被害者が一人で行くのは難しいようであれば、同伴していただければ、相談もスムーズになる。
- ・ 共同親権を導入する改正民法が4月1日から始まるため、法律の話がでたり、たとえば女性相談支援センターや児童相談所が介入しているにもかかわらず、接触してくるケースもでてくるかと思う。その時の対応を関係機関で速やかに情報共有するべく、また関係機関等と共有を図りたいと思う。

■ 構成員

- ・ 退所後、地域生活へ移行した後の課題を認識させられた。
- ・ 女性相談支援員の配置について、体制が充実したところまではすぐにはいかないと思っている。地域生活のことについては、民生委員や警察等も含めて色んな機関と協力してやっていきたい。

■ 構成員

- ・ 被害者の女性が加害者の元へ帰ってしまう理由に、自立が厳しいということがあげられているが、今後の見通しが立たないことに不安を覚える方も多いと思う。例えば離婚調停がどう進んでいくか、財産分与がこれだけ得られるとか、養育費がこれくらいあるとか、そうした見通しが立つと明るくなる方も多いので、ぜひ弁護士に相談をつなげていただいたら、見通しを示せる道がたくさんある。

■ 事務局

- ・ 制度の狭間にいる方や、この制度があるからこそ対応できないということもあるため、各関係機関の皆さまにぜひ今後も協力をお願いしたい。

議事（２）こうち男女共同参画プラン（R8～R12）案について

■事務局説明

こうち男女共同参画プラン（R8～R12）案 パブリックコメントの結果、こうち男女共同参画プラン（R8～R12）最終案について

■構成員

- ・資料３－１の６番にある、「女性に選ばれ女性が活躍できる地域づくり」で違和感を持った意見が今回多かったと思う。これは国もスローガンとして掲げているが、若年の女性が地域を離れてしまうことで、地域の少子化が深まってしまうということから、このような政策が作られてると思うので、少子化対策のイメージがある言葉だと思う。
- ・若年女性が地域に定着しない背景として、家庭、職場の中で女性だからと抑圧される状況が残っている。そのため、固定的な役割分担意識の解消という言葉を取り組みの柱に入れていただけないか。
- ・資料３－２の３７ページの目標に「女性の有業率」があるが、この中に非正規雇用労働者が含まれているのかどうかについて確認させていただきたい。
- ・資料３－１の１８番目、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツとプレコンセプションケアの問題についても多くの意見があったと思うが、プレコンセプションケアではなくリプロダクティブ・ヘルス／ライツの「人権を守る」という、そのための指標に変更していただいて大変ありがたいと思う。

■事務局

- ・女性の有業率（有業者数）の中には、非正規雇用労働者も含まれている。
- ・賃金格差では、女性の管理職比率の低さや、非正規労働などの高さなどが要因と考えており、正規雇用の拡大や安定的な雇用に向けて引き続き推進していきたいと思っている。
- ・柱の「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」のタイトルを変更については、少し検討のうえ、お返事をさせていただきたい。

■構成員

- ・高校生を対象とした、まさにSRHRの問題について、こうち男女共同参画センター「ソーレ」にご指導をいただき、学生のジェンダーサークルにより、大学生が高校生にリプロダクティブ・ヘルス／ライツを伝えるという講座を行った。
- ・高知市や、県外の大学などの多様な連携などによって、こうち男女共同参画センター「ソーレ」のご協力のもとにSRHRの講座を展開するということは可能ではないか。

- ・ここに集まっている関係者の方が連携して、高知県で機運を高めていけたらと思う。

■構成員

- ・「女性に選ばれ女性が活躍できる地域づくり」について、その「女性に選ばれ」という言葉がなんとなく違和感がある。すごく受動的な表現であり、選ばれるという言葉自体が、女性がこれまで常に選ばれる性であったことを彷彿とさせるようで、あまりよくないと感じる。
- ・活躍という言葉自体も、活躍しないといけないのかという印象を受ける。もちろん活躍したい人は活躍したらいいが、そこから降りて生きることも一つの生き方である。これは、自分らしく生きられる地域づくりや、自分らしく生きられることが大切であって、自分の選択が尊重されることが重要であるので、活躍という言葉も、どうかと思っている。

■事務局

- ・表現については再考し、検討したい。
- ・ご意見については、検討して、最終案は男女共同参画会議と、議会にも報告し、県において決定という流れになる。

閉会